

平成29年度 社会福祉法人指導監査ブロック別 担当者研修会

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人指導監査ブロック別担当者研修会の内容

1. 社会福祉法人に対する指導監督の見直しの全体像	2
2. 制度見直しの概要及び背景	6
3. 指導監査の目的について	14
4. 指導監査の見直し内容について	17
5. 実施要綱について	21
6. 専門家の活用について	31
7. 指導監査ガイドラインについて	40
8. 指導監査の実施について	44

<質疑応答>

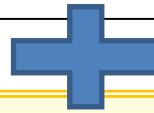
<アンケート>

1. 社会福祉法人に対する指導監督の見直しの全体像

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

現状と課題

- 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



規制改革(H26.6.24閣議決定)

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
→ 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

<対応>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

- 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

附帯決議①(衆議院)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成27年7月29日 衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

五、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

附帯決議②(参議院)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成28年3月17日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

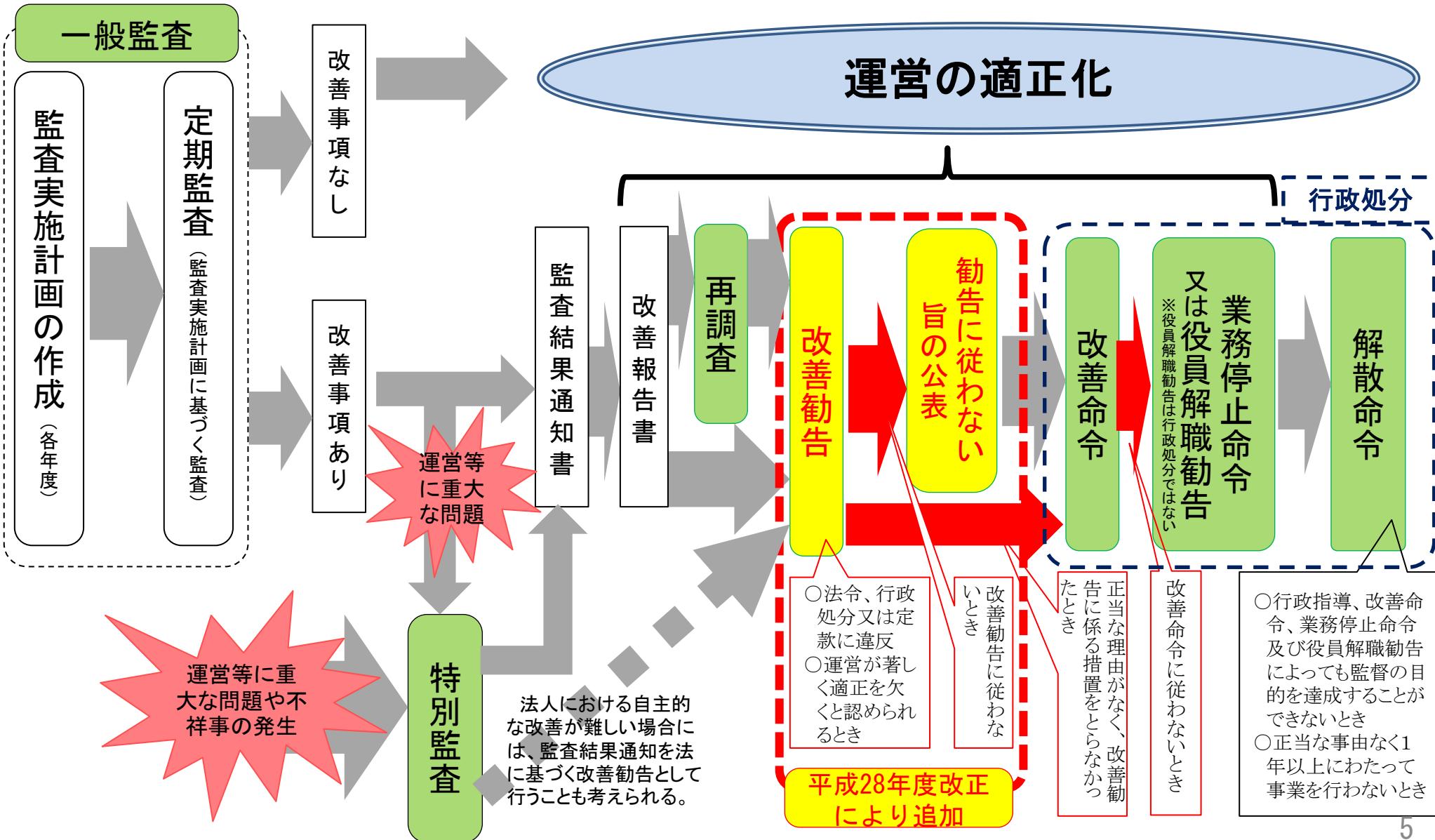
(略)

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確實な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



2. 制度見直しの概要及び背景

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額('社会福祉充実残額')を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人を取り巻く課題

福祉サービスの変容

1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
2. 措置から契約への移行
3. 多様な事業主体の参入

社会福祉法人の運営に対する指摘

1. 他の事業主体とのイコールフッティングと社会貢献(規制改革実施計画)
2. 内部留保の明確化
3. 一部の法人の不適正な運営に対する指摘

公益法人の在り方の見直し

1. 平成18年の公益法人制度改革
2. 公益法人税制の見直しの議論(政府税調等)

改革の視点

○公益性・非営利性の徹底 ○国民に対する説明責任の履行 ○地域社会への貢献

運営の透明性の確保

- ① 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準の公表
- ② 国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表
- ③ 国による全国的なデータベースの整備

経営組織のガバナンスの確保

- ① 評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の発揮
- ② 理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化
- ③ 会計監査人制度の導入

財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理(役員報酬基準の設定、関係者への利益供与の禁止)
- ② 再投下可能な財産の明確化(「社会福祉充実残額」の算出)
- ③ 再投下可能な財産の計画的再投下(「社会福祉充実計画」の策定)

1. 経営組織の在り方について

- 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜改正前＞

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

＜改正後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)

- ・定款の変更
- ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
- ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

2. 運営の透明性の確保について

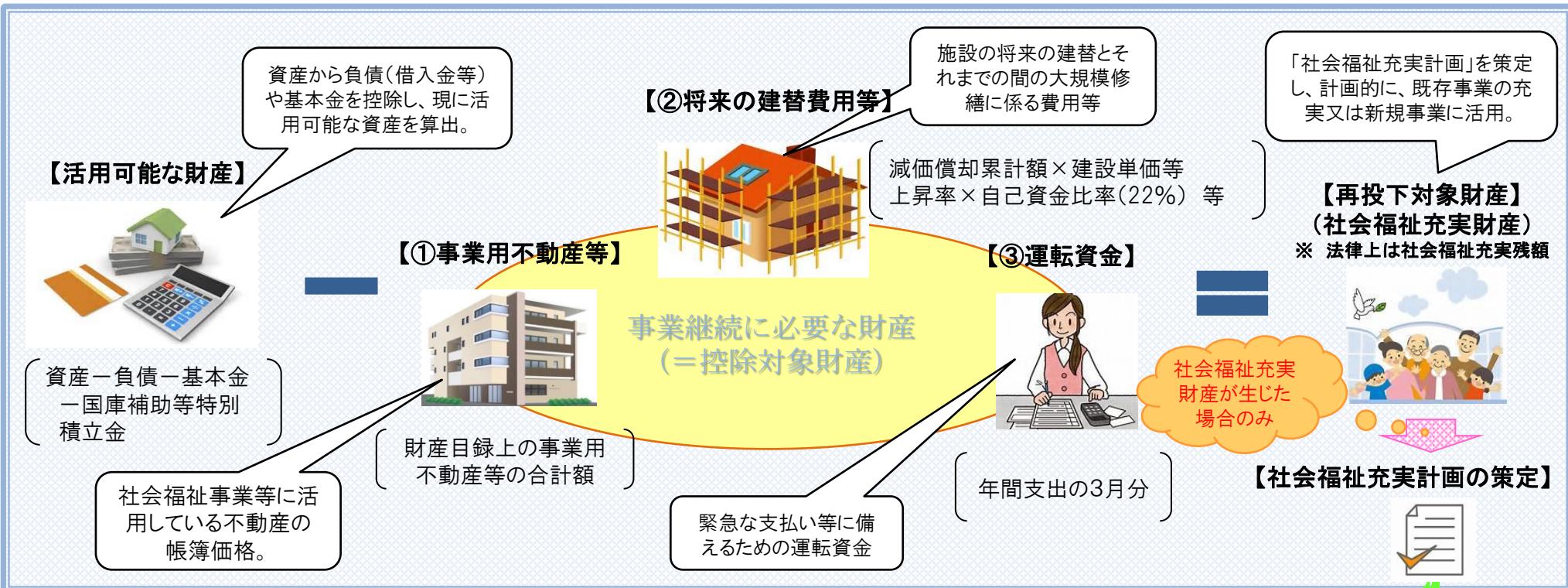
- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人	規制改革実施計画
	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表		
事業報告書	○	—	○	—	○	—
財産目録	○	—	○	—	○	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	○
定款	—	—	○	○	○	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—

(※)現況報告書に記載

3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)



4. 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

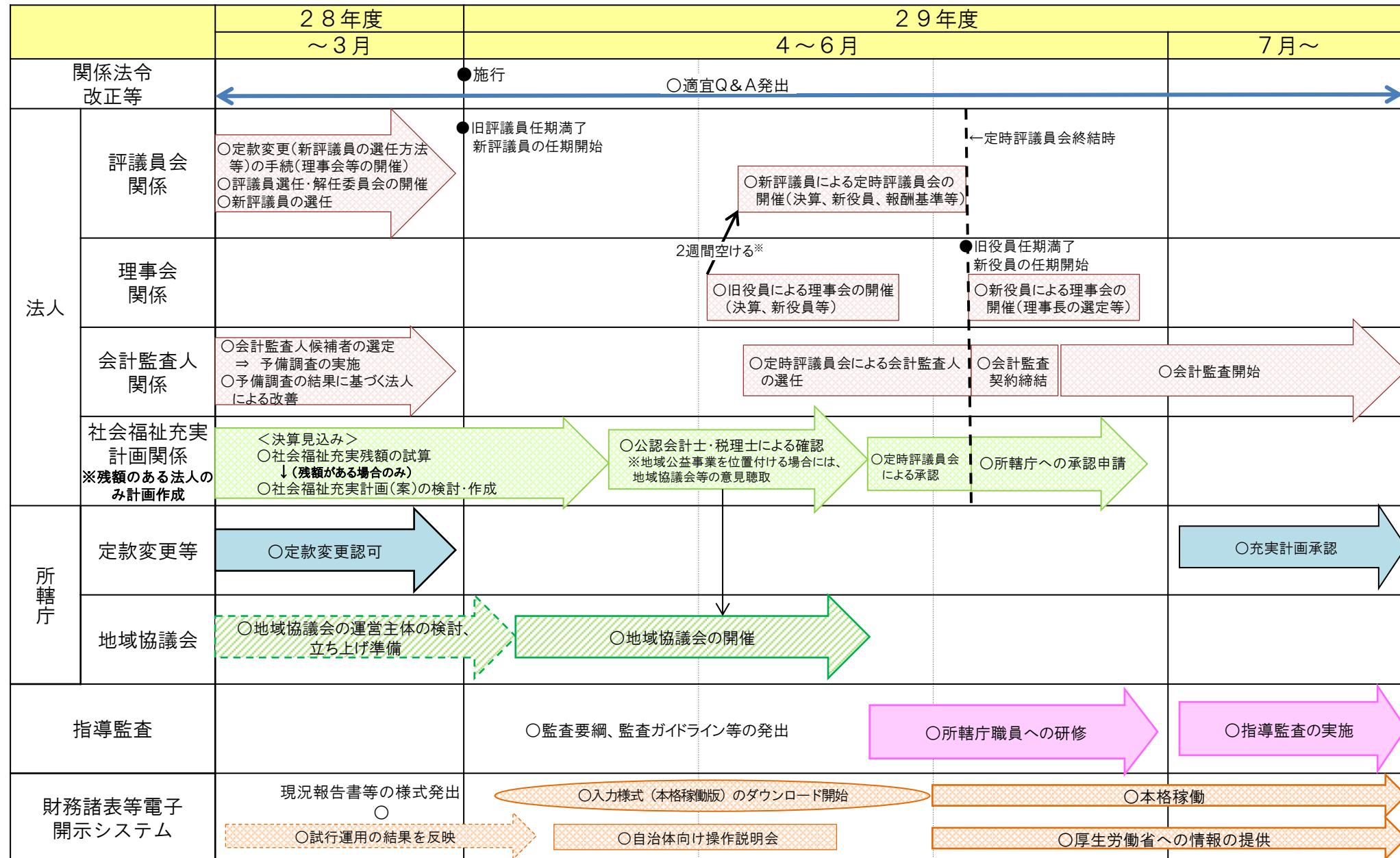
③ 無料又は低額な料金で提供されること

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



3. 指導監査の目的について

指導監査の目的①

社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。(実施要綱の1)

社会福祉法(昭和26年3月法律第45号)(抄)

(定義)

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(経営の原則等)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(監督)

第56条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

指導監査の目的②

社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。(実施要綱の1)



指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるよう指導を行うことが重要。



- 指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠(※)を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。
(実施要綱の5の(2))
(※)指摘を行う(法令、通知の条項に違反している)場合には、違反している条項や違反の内容を具体的に示す、助言を行う場合には、その理由等を具体的に示す必要がある。
- 口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要がある。(実施要綱の5の(1))

4. 指導監査の見直し内容について

指導監査要綱の見直し及び監査ガイドラインの作成・周知について

<基本方針>

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人に対する指導監査については、指導監査要綱を見直すとともに監査内容の標準化を図るための監査ガイドラインを作成し、所轄庁のみならず、法人にも周知を図る。

① 法令、通知等で明確に定められた事項に関する監査を行うことを原則とする
※ ローカルルール(地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制)のは是正

② 法人のガバナンスの強化や情報公開等による法人の自主的・自律的な運営を前提として、監査事項の整理、行政監査と会計監査人監査等との関係の明確化等を行う

- 法人にも周知を図ることにより、所轄庁の監査結果について、法人との相互理解を深めることが可能となる。
また、法人の自主的・自律的な運営の下、それぞれの規模・特性に応じ、本監査要綱等を踏まえ、必要な内部規定等の策定や自主点検を実施し、法人自らが適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることが期待される。



<見直しの方針>

①指導監査要綱の見直し (指導監査実施要綱の制定)	<ul style="list-style-type: none">運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長する。一方、運営に大きな問題があると認められる法人に対しては、必要に応じて指導監査を実施する等、指導監査の重点化を図る。行政監査と会計監査人監査等との関係を整理し、会計管理に関する事項の省略を可能とする等、行政監査の重点化を図る。指導監査の結果に基づいて行う法人への指導方法を整理する。
②指導監査ガイドライン の作成	<ul style="list-style-type: none">抽象的な監査事項の明確化をするとともに、全国の所轄庁の監査内容の標準化を図るため、監査事項毎に、法改正に関する内容を含めた監査事項の「着眼点」等を記載し、「指摘基準」について整理する。法人の指導監査を担当する自治体職員が、監査で確認すべき内容や制度内容の理解を深めることができるものとする。

ローカルルールの是正のための対応

- いわゆるローカルルールの是正については、ローカルルールが生じた原因には、
 - ・ 基準が抽象的又は解釈が分かれるものであることによるもの
 - ・ 基準が定められていないものを指導することによるもの
 など複数あると考えられるため、その原因に応じた対応を行う。
- そのほか、不適切な指導事例を集積し周知するとともに、監査ガイドラインの見直しを継続的に行う。

	ローカルルールの内容	発生原因	対応	不適切な指導事例の集積及び周知	監査ガイドラインの継続的な見直し
基準の内容	所轄庁の独自基準による指摘(改善指導)	基準が曖昧、抽象的	監査ガイドラインによる基準の明確化		
		基準が定められていないことに対して指摘を行うことによるもの	所轄庁が独自基準で指導を行うことがないようにする規定を設ける		
	必要以上に詳細な書類を要求される	監査において確認する書類が定められていない	監査において確認する書類を明確化する		
所轄庁の対応	同様の事案についての所轄庁・担当者により対応が異なる	所轄庁・担当者により基準の解釈に差異がある	研修や全国会議等による監査ガイドラインの周知・徹底		

指導監査の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

指導監査について、毎年、団体、自治体と意見交換を行い、指導監査要綱や監査を行う所轄庁職員に対する研修内容に反映する。

平成29年度

- 所轄庁(自治体)職員に対する新指導監査要綱に関する研修の実施（ローカルルールの排除の徹底）【5月～6月】
- 新指導監査要綱に基づく監査の実施【7月～】
- 団体、自治体と新指導監査要綱に基づく監査についての意見交換【年度内】

平成30年度以降

- 所轄庁職員に対する研修の実施【29年度の実施状況を踏まえて検討】
- 指導監査に関する団体、自治体との意見交換【年度内】

5. 実施要綱について

実施要綱の構成について

1. 指導監査の目的

- 社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

2. 指導監査の類型

- 指導監査は、一般監査と特別監査があり、いずれも実地において行う。
- 一般監査は、実施計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき実施。(一定の周期で実施)
- 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、隨時実施。

3. 一般監査の実施の周期



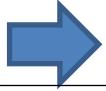
監査周期等の見直しによる重点化について(P26)

4. 指導監査事項の省略等



会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化について(P25)

5. 指導監査の結果及び改善状況の報告



指導方法の標準化について(P23)

6. 指導監査の結果の報告

- 各年度の指導監査の結果について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告。

7. 関係機関等との連携等

- 社会福祉法令以外の法令、通知違反の場合の措置、その他関係機関等との連携等

指導方法の標準化について

旧指導監査要綱(局長通知)においては、改善を要する場合には文書をもって行い、文書による改善報告を求めるとしていたが、その他の具体的な指導方法についての定めがなく、各自治体による運用が行われていたことから、指導方法の標準化を図る。

- ※ いずれの場合も根拠を明確に提示のうえ、法人の理解を得ること。
- ※ 口頭指摘及び助言を行う場合は、法人と指導内容の共有を図ること。

指導の対象

ガイドラインに定める監査事項に関して指摘基準に該当する場合

指導の方法

【文書指摘】

- ・「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求める。

【口頭指摘】

- ・ 軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行う。

法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合

【助言】

- ・ 法令違反ではないが、法人運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は、法人に従わなければならないものではないことを明確にした上で「助言」を行うことができる。

指導監査の過程において、社会福祉法(福祉関係)以外の法令・通知違反の疑いがある事項が発見された場合

- ・ 所轄庁が処分権限を有さない他法令・通知違反の疑いが認められる場合は、法人に対して当該法令等を所管する機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて関係機関へ通報する等措置をとることにより、適切に対応する。

指導方法の標準化について(Q&A案より)

(問) 「実施要綱」の5の(1)のア若しくはイに記載のある口頭指摘や助言では、法人側に正確な記録が残らないこと、所轄庁と法人との間に認識の齟齬が発生し得ること、また、評議員、理事及び監事が所轄庁からどのような指導を受けたのか正確に把握できないことから、口頭指摘や助言を行う場合は、必ず文書で行うようにするべきではないか。

(答) 「実施要綱」の5の(1)においては、口頭指摘や助言の指導を行う場合には、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要があることを示しており、この共有の方法は基本的には書類(メモ等)により行うことを見定している。

(問) 「実施要綱」の7の(3)で「法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う」とあるが、ここでいう「指導」とは、文書指摘、口頭指摘、助言のいずれを想定しているのか。また、「必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する」とあるが、これはどのような場合を想定しているのか。

(答) 確認を促す等の対応にあたっては、特定の指導(文書指摘、口頭指摘、助言)を前提としているものではなく、法人の認識や対応状況等に応じて、法人自ら確認することを促す、あるいは所轄庁が直接管轄機関に情報提供するなど、所轄庁において適宜対応していただきたい。

会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化について

行政による指導監査の趣旨

- ・ 法人運営の適正性を担保することを目的として実施するもの【一般的に3～5年に1回】

会計監査の趣旨

- ・ 法人自らが財務報告の信頼性を担保し、説明責任を果たすことを目的として実施するもの【毎年度実施】

監査の趣旨は異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査等により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であることから、所轄庁の判断により会計監査人の監査を実施している法人等の所轄庁の監査事項の一部を省略するなど、指導監査の重点化を図る。

対応

監査事項の重複部分の省略

- 会計監査人の監査が実施されている法人については、会計管理に関する監査事項の省略を可能とする。
※監査意見が無限定適正意見又は限定付適正意見の場合に限る。
※限定付適正意見の場合は、その原因となる事項について、理事会等で協議し、対応しているかについて、指導監査において確認を行う。
- 公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準ずる監査(※)を実施している法人に対しても、上記に準じた取扱いを行う。
※会計監査人による監査が行われない場合に、法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき行われる会計監査人による監査を同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。
- 上記の他、法人が公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による支援(※)を受けている場合は、支援内容に応じて、会計管理に関する監査事項を省略することを可能とする。
※財務会計に関する内部統制の向上支援及び財務会計に関する事務処理体制の向上支援の内容については、課長通知で定めている。

対応

監査事項の効率的な実施

- 会計監査人監査や専門家による財務会計に関する内部統制の向上支援は、会計のみならず、組織運営に関しても対象となるものであり、これらの結果を確認できる報告書を活用することにより、指導監査における確認作業の効率的な実施を図るものとする。

監査周期等の見直しによる重点化について

- ◆ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、良好と認められる法人に対する監査の実施周期を延長する。
- ◆ 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、継続的な監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

The diagram illustrates the transition from the 'Review before general audit period' (left) to the 'Review after' (right) through a large blue arrow pointing right.

見直し前の一般監査の周期		見直し後	
法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	2年に1回	法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	3年に1回を原則（※）
外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	4年に1回とすることが可能	会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	活用状況に応じて以下の取扱いが可能
苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表(ISO9001認証取得施設も同様とする。) ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組	同上	会計監査人を置く法人 公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人 専門家による財務会計の支援を受けた法人	5年に1回まで延長可 同上 4年に1回まで延長可
上記以外の法人	(継続的な実施)	苦情解決への取組が適切に行われており、(略)良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき【同左】	4年に1回まで延長可
		上記以外の法人	継続的な実施

(注)監査周期については、年度単位で判断する。

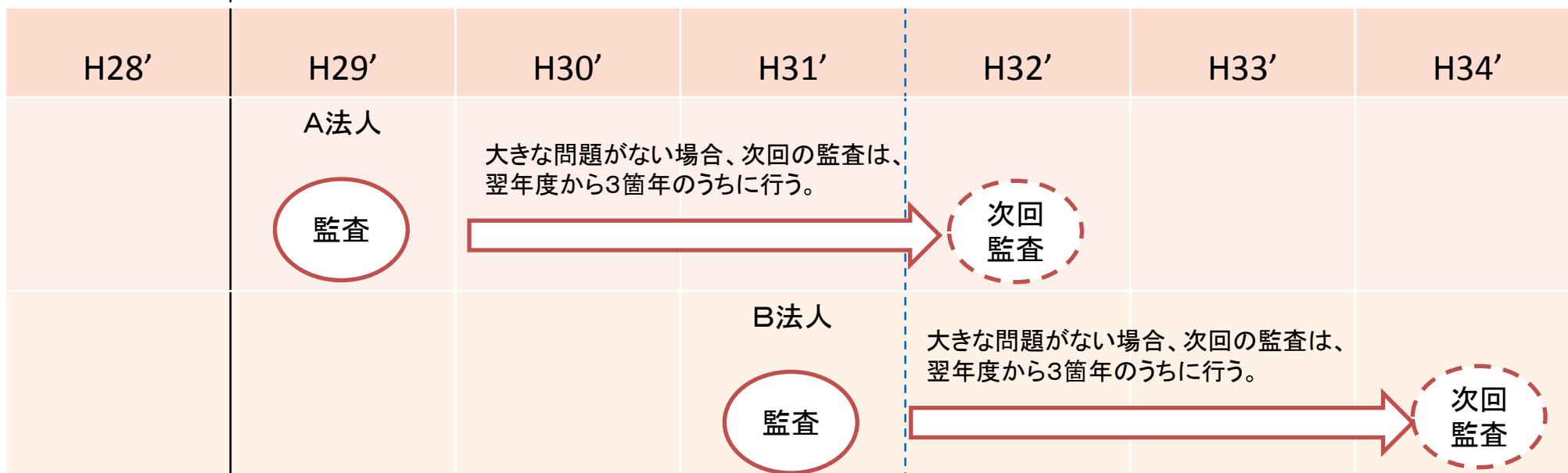
(※)法人監査と施設監査と監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが、所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期の設定が可能。26

監査周期の考え方①（監査の周期を延長しない場合）

- 一般監査の実施の周期については、3箇年に1回行う。【指導監査実施要綱】
- 概ね3年以内を目処にすべての法人に対する指導監査が一巡するスケジュールで実施。【平成29年3月2日主管課長会議資料】

法律施行

施行後、初めて行う一般監査は、概ね3年以内を目処にすべての法人に対して行う。



※大きな問題がある場合は、随時、特別監査を行う。

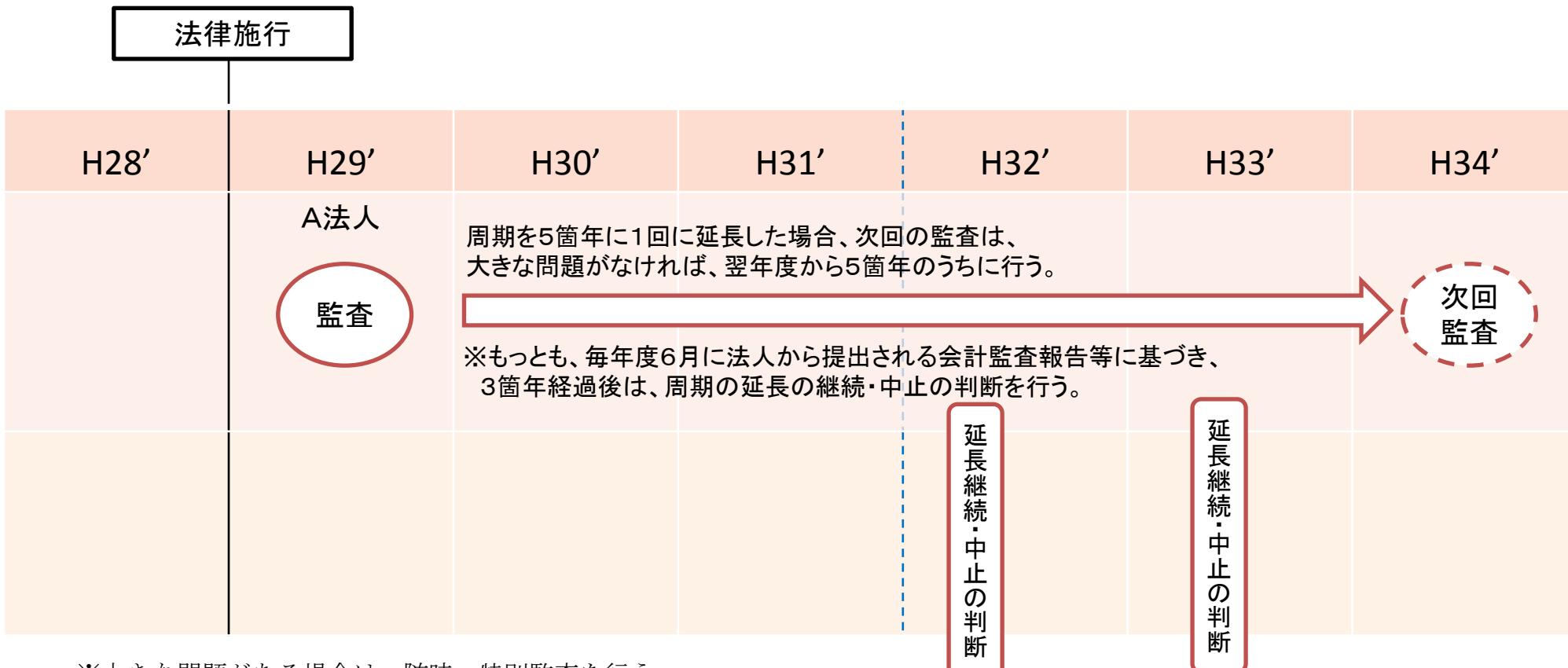
監査周期の考え方②（監査の結果を受け、監査の周期を延長する場合）

- 一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。【指導監査実施要綱】

- 会計監査を受けている法人 5箇年に1回
- 専門家による支援を受けている法人 4箇年に1回

※法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断される必要がある。

- 苦情解決への取組が適切に行われ、地域社会に開かれた事業運営等を行う法人 4箇年に1回



※大きな問題がある場合は、随時、特別監査を行う。

監査周期等の延長等について(Q&A案より)

(問) 監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」が毎年度実施されなくても要件が成立すると考えてよいか。例えば、5年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。また、専門家の活用についても同様に4年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。

(答) 監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」については、毎年度実施することが監査周期の延長の判断の要件となる。また、専門家の活用の場合についても、同様に毎年度の実施を要件とする。

(参考)

「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付 福祉基盤課長通知)

2. 一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略について

(1) 実施要綱3「一般監査の実施の周期」に基づく周期の延長の判断及び実施要綱4「指導監査事項の省略等」に基づく指導監査事項の省略を行うかどうかの判断については、毎年度、法人から提出される計算書類、附属明細書、財産目録に加え、次に掲げる区分に応じ、法人から提出を受けた各区分に定める書類を確認した上で行われること。

(問) 監査周期の延長を行った場合、又は行わなかった場合において、いずれも監査事項の省略をすることは可能か。

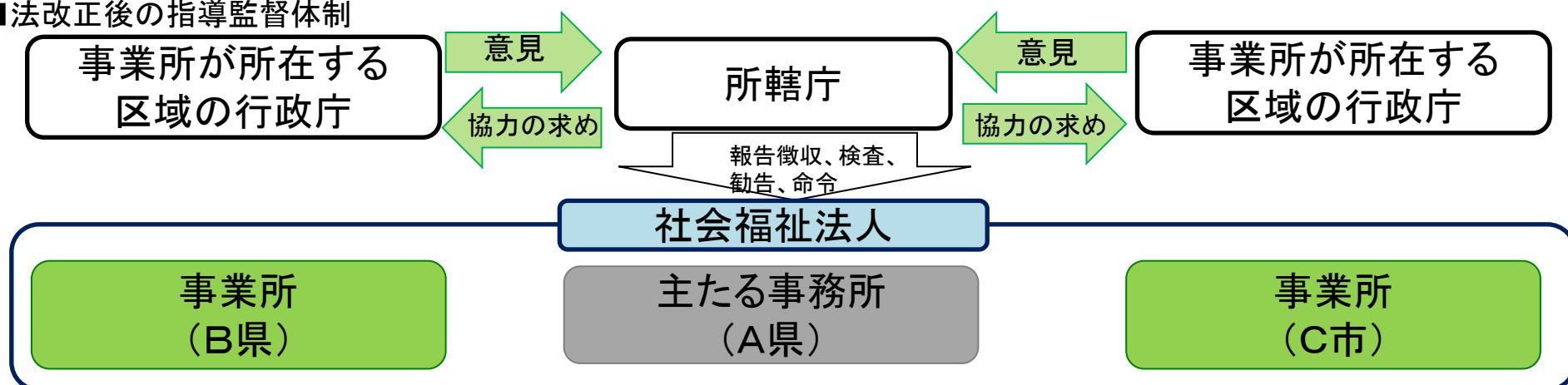
(答) 監査の実施周期の延長と監査事項の省略とを同時にすることは可能である。また、監査の実施周期の延長を行わない場合に、監査事項の省略をすることも可能である。

広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督について

○ 広域的に事業展開する法人に対する所轄庁による法人監査と、当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るため、所轄庁以外の都道府県知事又は市町村長（以下「関係都道府県知事等」という。）との間において、

- ① 関係都道府県知事等は、法人に対して、適当な措置をとることが必要と認めるときは、法人所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる（法第57条の2第1項）。
- ② 法人所轄庁は、関係都道府県知事等に対して、必要があると認めるときは、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる（法第57条の2第2項）。

■法改正後の指導監督体制



■社会福祉法（昭和26年法律第45号）抄

（関係都道府県知事等の協力）

第57条の2 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの）の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 所轄庁は、第56条第1項及び第4項から第9項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

6. 専門家の活用について

会計監査人設置義務のない法人における専門家の活用

会計監査人設置義務のない法人における専門家活用方法

◆社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)

【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】(抄)

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例

- ・法人全般の統制(ガバナンス体制、各種規程・業務手順の整備 等)
- ・各種事業の統制(購買、固定資産、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務のリスクへの対応手続支援等)
- ・決算の統制(決算・財務報告に関する規程整備、決算業務体制、計算書類等の確定作業等に対する支援等)

第2回社会福祉法人の財務規律の向上に向けた検討会資料 要約抜粋

財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例

- ・法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援 等

◆「社会福祉法人の認可について(局長通知)(最終改正 平成28年11月11日)」

6 法人の組織運営に関する情報開示等(抄)

(1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下、専門家)を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査(中略)について…、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

◆「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(局長通知)

会計監査人設置義務の範囲について（参考）

会計監査人設置義務法人

- 会計監査人設置の基準については、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- 会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当であり、具体的には、以下のとおり。

・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人

- ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

会計監査人設置義務のない法人

収益30億円（負債60億円）以下の法人

収益10億円（負債20億円）～収益30億円（負債60億円）の範囲の法人については、段階施行により、会計監査人設置義務の対象としていくことを予定している。（ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。）

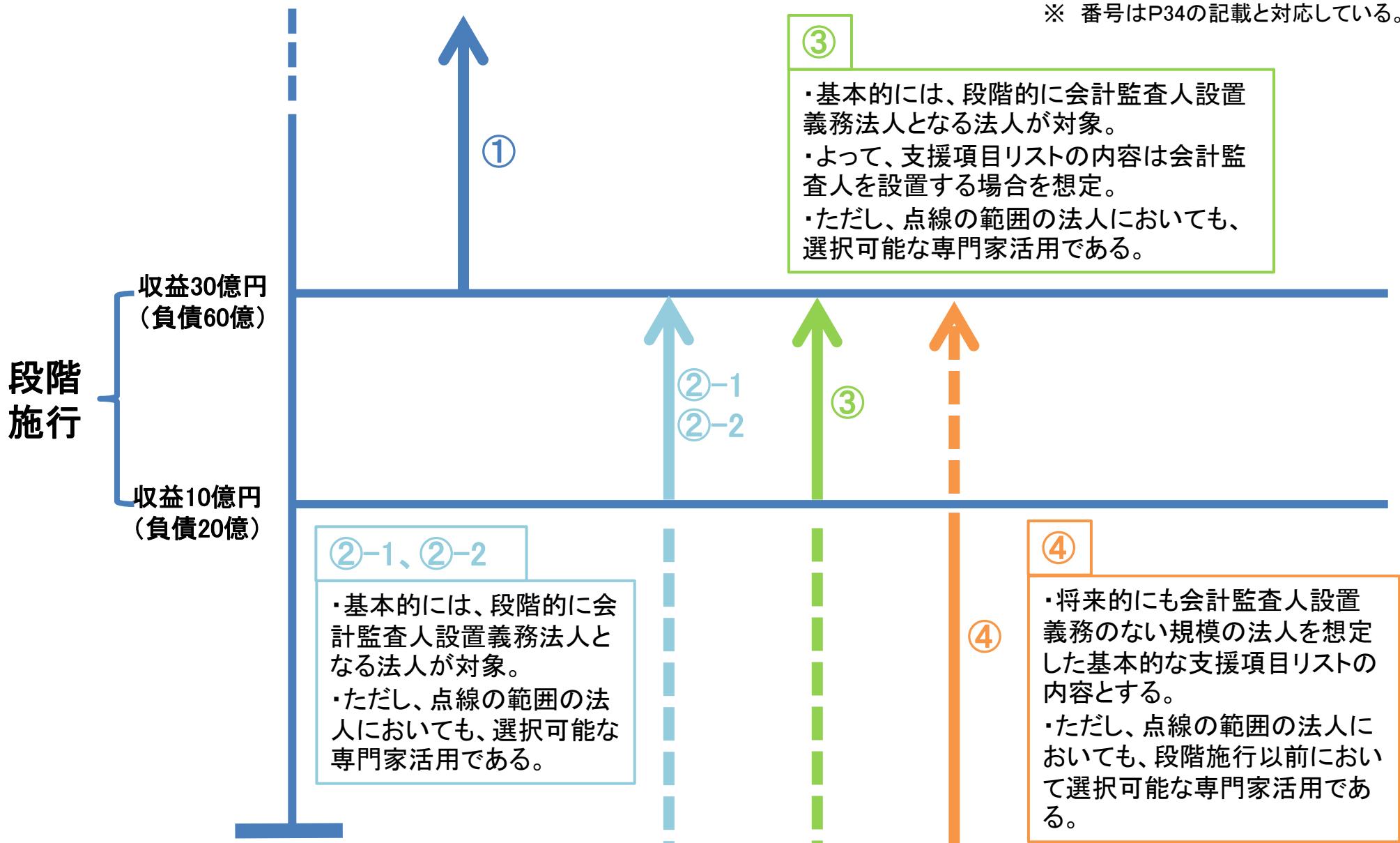
会計監査の実施又は専門家の活用と指導監査との関係（活用できる書類）

- 以下の法人類型ごとに所轄庁が確認書類の提出を受けることにより、指導監査において、当該確認書類の活用を図ることができる。

法人類型	会計監査、専門家の活用の場合の指導監査上の取扱い	活用できる書類
① 会計監査人設置義務法人 ②-1 会計監査人による監査（定款規定） ②-2 会計監査人による監査に準ずる監査（定款規定しない）	監査周期5年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・「会計監査報告」「独立監査人の監査報告書」 ・「監査実施概要及び監査結果の説明書」 ※ 「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号）
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
③ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	監査周期4年に1回	<ul style="list-style-type: none"> 「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」 ※ 「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」（平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第32号）
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
④ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	監査周期4年に1回	<ul style="list-style-type: none"> 「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援実施報告書」 ※ 平成29年4月27日 日本税理士会連合会
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	

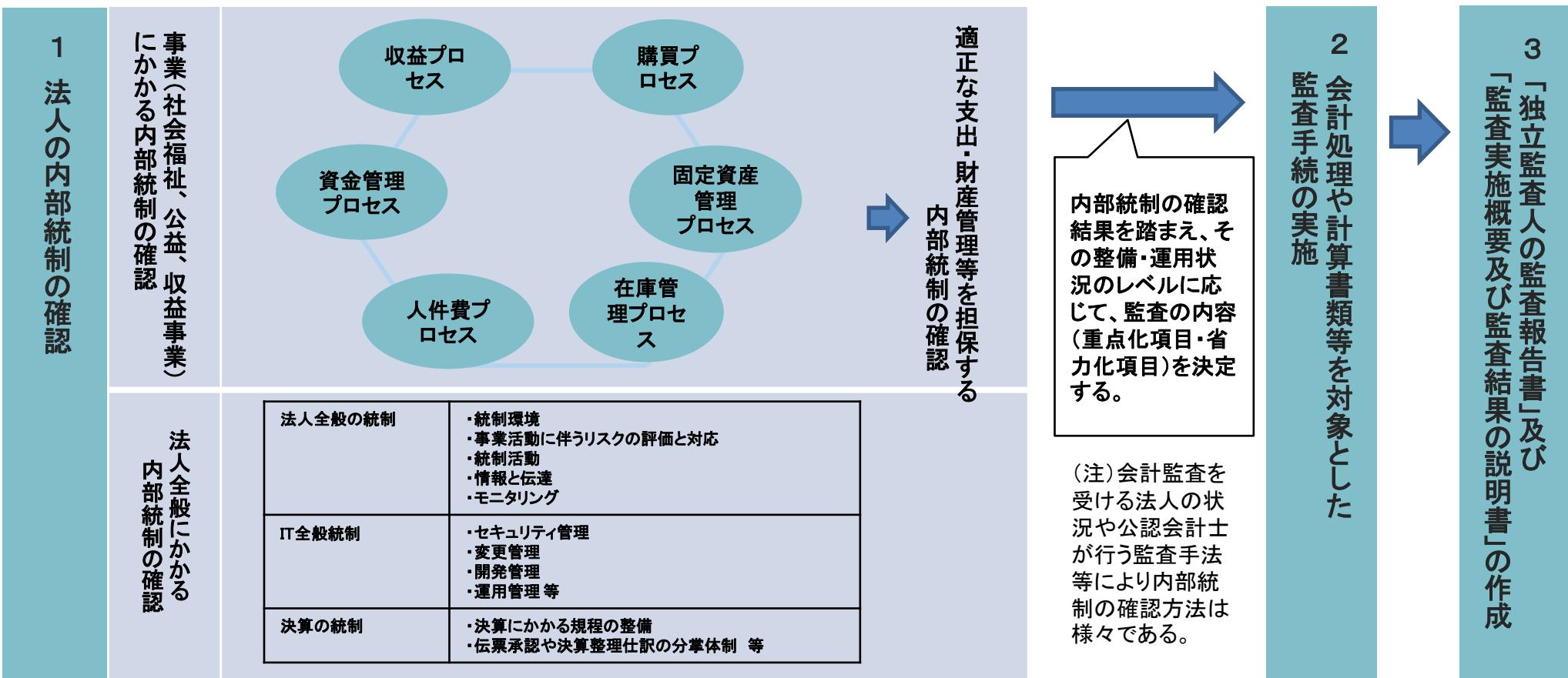
法人規模に応じた会計監査及び専門家活用イメージ

※ 番号はP34の記載と対応している。



会計監査と指導監査との関係

＜会計監査（イメージ）＞



- 「独立監査人による監査報告書」
無限定適正意見又は限定付適正意見の場合

※ 但し、限定付適正意見の場合は、その原因となる事項について理事会等で協議し、対応しているかについて、指導監査において確認

- 「監査実施概要及び監査結果の説明書」
監査の結果についての記載を指導監査の際に参照する。

→ 【指導監査ガイドライン】

○ 指導監査の省略及び効率的な実施の対象となる指導監査事項は以下のとおり。

事項	項目	会計監査人設置（注）	内部統制支援	事務処理体制支援
I 組織運営	1 定款	「独立監査人の監査報告書」及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」の活用を図ることができる。	「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」の活用を図ることができる。	—
	2 内部管理体制			—
	3 評議員・評議員会			—
	4 理事			—
	5 監事			—
	6 理事会			—
	7 会計監査人			—
	8 評議員、理事、監事、会計監査人の報酬			—
II 事業	1 事業一般	—	—	—
	2 社会福祉事業	—	—	—
	3 公益事業	—	—	—
	4 収益事業	—	—	—
III 管理	1 人事管理	—	—	—
	2 資産管理	—	—	—
	3 会計管理	省略可	省略可	省略可
	4 その他	—	—	—

(注) 会計監査人設置については、会計監査人による監査に準ずる監査を含む。

専門家の活用（内部統制支援、事務処理体制支援）と 指導監査ガイドラインにおける会計管理部分との関係

- 指導監査ガイドラインと専門家の活用(内部統制支援、事務処理体制支援)については、以下の関連性を持つ内容となっている。
- 専門家の活用については、専門家による助言に基づき、法人の財務会計に係る態勢の向上に資するもの。

指導監査ガイドライン		財務会計に関する事務処理体制に対する支援項目リスト	財務会計に関する内部統制に対する支援項目リスト
III 管理	(1)予算	1 予算	1-4 予算実績分析体制について
3 会計管理	(2)規程・体制	2 経理体制	1-2 各種規程・業務手順書の整備について 1-3 職務分掌・職務権限体制について 3-1 決算・財務報告に関する規程の整備 3-2 決算・会計業務体制
	(3)会計処理	5 資産、負債の基本的な会計処理 10 有価証券 11 棚卸資産 13 固定資産 16 引当金 17 基本金 18 国庫補助金等特別積立金 19 その他の積立金 24 注記	3-5 各勘定科目の統制
	(4)会計帳簿	3 会計帳簿	3-2 決算・会計業務体制
	(5)決算及び計算関係書類	4 計算書類等	3-6 計算書類の開示・保存
	(6)債権債務の状況	14 債権債務の状況	2-4 財務・資金管理

専門家の活用について

(問) 法人の評議員や監事が公認会計士、税理士の資格を有する場合、同時に専門家として支援を行うことは可能か。

(答) 可能である。

ただし、評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適不当でなく、また、監事については、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にあり、自身で行った業務を自身で点検するという自己点検に当たらぬよう、業務執行にあたることは行わないことが必要である。

(参考)

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A」(平成29年2月6日改訂) 問22、問39より

7. 指導監査ガイドラインについて

指導監査ガイドラインについて①

指導監査ガイドラインは、所轄庁が「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて行う一般監査について、その監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）を定めるものである。

適用範囲	<p><u>一般監査</u>における確認及び指導は、実施要綱及びガイドラインに定めるところによる。</p> <p>※ 特別監査においては、その目的である法人運営に関する問題の内容又は原因等に関連する事項について必要な確認を行う。</p>
監査事項及びその確認に関する考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 法改正に伴う監査事項を整理するとともに、法令、通知等で明確に定められた事項を対象とする。○ 抽象的な監査事項の明確化を図るため、監査事項毎の具体的な確認事項（チェックポイント）、着眼点、確認の対象とする書類（確認書類）を追加する。○ 膨大な法令、通知に関する全ての事項を網羅的に確認するものではなく、一般監査において通常確認すべき基本的な監査事項を設定する。ただし、次の事項については、個別の監査事項に加え、法人運営が適正であるかを確認するため必要な範囲で必要に応じて確認ができることとし、複数の監査事項に共通する確認方法等を設定する。<ul style="list-style-type: none">・ <u>法令、通知又は法人の内部規程を遵守しているか。</u>・ <u>経理規程を遵守しているか。</u><p>※ 経理規程は、法人の内部規程に含まれるが、法人の財務会計に関する基本的な事項を定める法人運営上特に重要な規程であることから、別に記載している。</p>・ <u>会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しているか。</u>※ これらの事項については、社会福祉法人会計基準等に基づき適正な会計処理を行い、法人の財務状況を正確に表示することは、法人の財務規律の強化や情報公開の観点から特に重要であるため、経理規程等の取扱いとは別に記載している。

指導監査ガイドラインについて②

確認書類の範囲及び考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。○ ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。○ ただし、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり(法第24条第1項)、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるよう努めべきであること。
確認結果に基づく指導についての考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 監査事項ごとに、実施要綱に定める指導(文書指摘、口頭指摘又は助言)を行う基準を具体的に設定する。ただし、次の場合は、指摘基準についても複数の監査事項に共通する指摘基準を設定する。<ul style="list-style-type: none">・ 法令、通知又は法人の内部規程の違反がある場合・ 経理規程の違反がある場合・ 会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しない処理等が行われている場合

指導監査ガイドラインについて(Q&A案より)

(問) 所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることが認められるか。

(答) ガイドラインでは、法令又は通知の根拠なく、特定の書類の作成を求めないことを原則としている。しかしながら、指導監査に必要な範囲において、所轄庁から法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮している場合は、法人に法令又は通知で定められている報告書類に加え、確認のために必要な特定の書類等の提出を求めるることは差し支えない。

8. 指導監査の実施について

○ 監査方針の策定に当たって
・ 当面3カ年の対応

- 今回の指導監査の見直しによって、所轄庁においては、所管するすべての法人に対し、概ね3年以内を目処に指導監査を実施していただきたい。
- 指導監査に当たっては、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかを確認することを主眼として、当面3カ年の監査方針を策定していただきたい。
- 運営体制の確保の確認に当たっては、特に今回新たに制度に位置づけた中でも、
①評議員、評議員会に関する事項、②評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項、③事業運営の透明性の向上に関する事項、について、入念な確認をお願いしたい。

平成29年度以降に実施する指導監査については、改正後社会福祉法に基づき初めて実施されることとなるが、所管するすべての法人について、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかの確認を早期に行う必要がある。そのため、所轄庁においては、所管する法人数等を勘案し、概ね3年以内を目途にすべての法人に対する指導監査が一巡するスケジュールで実施していただくようお願いする。

※ 平成29年3月2日 社会・援護局関係主管課長会議資料

○ 監査方針の策定に当たって

・ 平成29年度の留意点

- ガバナンスに関する事項については、制度改正により新たに導入された仕組みを法人が理解した上で適正に行われているかを中心に確認を行う。
(主な事項については、次ページ参照)
- 財務会計に関する事項については、平成28年度の計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認を含む法令に定める手続を経て作成されているかを中心に確認を行う。

※ 平成28年11月11日付会計基準関係通知の改正については、財産目録及び決算に関する事項以外は平成28年度決算には適用されないことに留意が必要



平成29年度の指導監査(一般監査)は、各法人において平成29年6月までに開催される定時評議員会における手続等法改正への対応が適正に行われているかを確認することが特に重要であり、7月以降に実施することが適当。

平成28年度の法人運営については、制度改正への準備行為や平成28年度の計算書類等の作成に関するもの、制度に変更がないもの(事業に関する部分等)はガイドラインに基づき指導を行う。一方、制度が変更になる部分は、従前の基準により指導を行うものであるが、ガイドラインを参考に、法人が制度改正に適切に対応できるようにする観点からの指導も行うこと。

法人の運営体制が確保されているかを確認するための主な事項(ガイドライン抜粋)

1. 評議員、評議員会に関する事項(ガイドラインⅠの3「評議員、評議員会」)

- 評議員の選任について
 - ・ 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
 - ・ 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。
 - ・ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。
- 評議員会の招集・運営について
 - ・ 評議員会の招集が適正に行われているか。
 - ・ 決議が適正に行われているか。
 - ・ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

2. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項(ガイドラインⅠの8「評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬」)

- 報酬について
 - ・ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
- 報酬等支給基準について
 - ・ 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。
- 報酬の支給について
 - ・ 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。
- 報酬等の総額の公表について
 - ・ 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。

3. 事業運営の透明性の向上に関する事項(ガイドラインⅠの1の3、Ⅲの4の(3)「情報の公表」、Ⅰの8「評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬」)

- 定款について
 - ・ 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。
- 情報の公表について(計算書類、現況報告書等)
 - ・ 法令に定める情報の公表を行っているか。
- 報酬等支給基準について(再掲)
- 報酬等の総額の公表について(再掲)

(付 錄)

法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について①

法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

届出又は申請事項		所轄庁への 届出又は 申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国 への報告・提供事項) (法第59条の2 第2項、第3項、 第6項)	公表事項 (法第59条の2 第1項第3号)	公表方法
(法第59条第2号)財産目録等	財産目録 (法45条の34第1項第1号)	○	○	×	法人HP等
	役員等名簿 (法45条の34第1項第2号)	○	×	○	法人HP等
	報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	○	×	○ (第2号)	法人HP等
	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
	当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部×)	システム
	当会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における評議員会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における理事会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における監事の監査の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
	前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部×)	システム
	前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
	当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部×)	システム
	第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○	×	
	事業計画	○	×	×	
	その他必要な事項	○	○	○ (一部×)	システム
社会福祉充実計画 (承認の申請 法55条の2第1項)		○			
(変更の承認の申請 法55条の3第1項本文)		(法第55条の2、 55条の3、 事務処理基準)			
(軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)			○	○ (事務処理基準)	システム

(注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

・社会福祉充実計画については、公表はシステムで行うものであるが、承認申請は文書で行う必要があるので留意すること。